



特定事業用建築物について



1,000㎡
超



福岡市では、事業用途の床面積が1,000㎡を超える建築物を「特定事業用建築物」と規定しており、その所有者等※には、3つの義務が条例で定められています。

※条例で規定する建築物の「所有者等」とは、建築物の所有者、賃貸借契約における建築物の借主、建築物に維持管理・運営等の権原を全て持つものをいいます。



所有者等の3つの義務



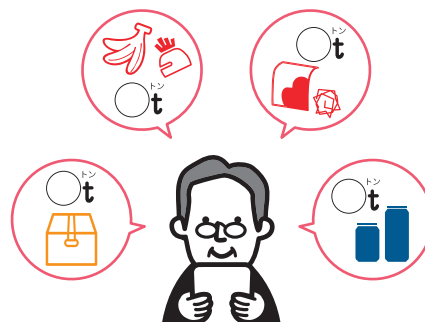
廃棄物減量等推進責任者を選任

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等推進責任者を選任し、福岡市へ届出を行う必要があります。「廃棄物減量等推進責任者選任(解任)届」は福岡市環境局ホームページ(P22参照)からダウンロードできます。



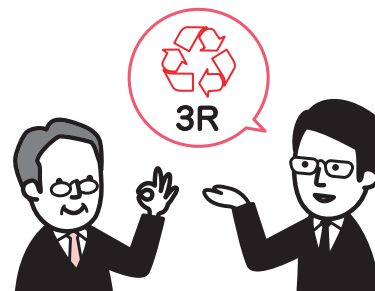
『廃棄物の減量等に関する計画書』を毎年提出

特定事業用建築物の所有者等は廃棄物減量等への取り組みや前年度の廃棄物発生量等を報告する「廃棄物の減量等に関する計画書」を福岡市へ毎年提出しなければなりません。「廃棄物の減量等に関する計画書」は福岡市環境局ホームページ(P22参照)からダウンロードできます。締切は毎年6月30日(必着)



計画書に従ったごみの減量

特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から生じる廃棄物について、計画に従って減量しなければなりません。また、特定事業用建築物の占有者(テナントなど)は、ごみ減量のために所有者等(管理者など)に協力しなければなりません。



提出先

環境局 事業系ごみ減量推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
福岡市役所本庁舎13階

TEL 092-711-4836
FAX 092-711-4823

特定事業用
建築物について



▲スマホは
こちらから